

工事入札にかかる共同企業体の結成について（公告）

下記の工事について、魚沼市建設工事共同企業体運用要綱(平成16年11月魚沼市訓令第48号。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、特定共同企業体の結成について公募します。

令和7年12月5日

魚沼市長 内田 幹夫

1 入札に付する事項等

- (1) 番 号 令7現単学工-50号
(2) 件 名 旧入広瀬中学校等解体撤去工事
(3) 履行場所 魚沼市 穴沢 地内
(4) 履行期間 当該入札により締結する契約に係る魚沼市議会の議決のあった日から令和9年3月31日まで
(5) 概 要 解体対象建築物
 旧入広瀬中学校校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積2,286.44m²
 渡り廊下棟1 コンクリートブロック造平屋建て 延床面積32.9m²
 渡り廊下棟2 鉄骨造平屋建て 延床面積43.37m²
 入広瀬体育館 鉄骨造2階建て 延床面積1,243.5m²
 延床面積合計 3,606.21m²
(6) その 他
 ①本件は、特定共同企業体の公募のみです。
 ②特定共同企業体の参加資格者が決定した後、改めて入札公告を公布します。
 ③入札公告の参加要件は、単体又は特定共同企業体となります。
 ④本工事は2か年度の継続事業であり、各年度の予算に従い支払限度額が設定されています。
 ⑤本件は、魚沼市議会の議決を必要とするものであり、議決後に本契約が成立するものです。

2 共同企業体の結成手続

- (1) 申請 次の書類を1部提出（持参）してください。
 ① 特定共同企業体入札参加資格審査申請書
 ② 構成員一覧表
 ③ 特定共同企業体協定書
 （任意様式とし、協定期間は工事目的物の引渡までの間とする。）
 ④ 各構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定通知書の写し
 （令和6・7年度建設工事入札参加資格審査申請時に添付したもの）
※番号順にして袋とじし提出すること
※入札参加資格審査に伴い、提出資料を複写し、内部利用する場合があります。
- (2) 提出先 〒946-8601 魚沼市小出島910番地
 魚沼市役所 総務政策部財務課契約係（本庁舎、TEL025-792-9205）
- (3) 提出方法 持参（郵送不可・FAX不可・Eメール不可）
- (4) 資格審査申請期限 令和7年12月17日（水）
- (5) 受付期間 公告の日から資格審査申請期限（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- (6) 入札参加資格の決定
 ① 特定共同企業体入札参加資格審査の結果、資格を有すると認められる場合は、後日改めて公告される本件の入札に参加申請することができます。資格の有無については、令和7年12月23日（火）までに、代表構成員に書面で通知します。資格を有し、入札に参加を希望する場合は、後日公告される入札公告により、参加申請をしてください。
 ② 入札参加者名は、入札終了後まで公表しませんので留意願います。

3 共同企業体の結成要件

(1)	結成方式	自主結成方式
(2)	構成員数	3社以内
(3)	構成員の最小出資比率	2社の場合30%、3社の場合20%とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
共通事項	工種	建築一式工事
代表構成員の資格	営業拠点	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所の本店が魚沼市内に所在するもの、又は建築一式工事で特別認定市内業者の認定を受けているもの。
	格付又は評点	<ul style="list-style-type: none"> ・魚沼市建設工事入札参加資格審査規程(平成16年魚沼市告示第62号。以下「審査規程」という。)第6条に規定する経営事項審査により算定された建築一式工事における総合評定値に基づく評定値の区分に応じた等級がA等級であるもの。 ・建設業法第3条に規定する特定建設業許可又は一般建設業の許可を有するものの。ただし、下請契約の総額(消費税及び地方消費税の額を含む。)が8,000万円以上となる場合は、特定建設業の許可を有していること。 ・原則として総合評定値が構成員の中で最大であること。
	配置技術者	建設業法第26条による。なお、本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置は認めない工事である。
代表構成員以外の	営業拠点	建設業法第3条第1項に規定する営業所の本店が魚沼市内に所在するもの、又は建築一式工事で特別認定市内業者の認定を受けているもの。
	格付又は評点	審査規程第6条に規定する経営事項審査により算定された建築一式工事における総合評定値に基づく評定値の区分に応じた等級が、A等級、B等級又はC等級であるもの。
	配置技術者	建設業法第26条による。
(4)	その他	<ol style="list-style-type: none"> (1) 構成員は、単体企業として資格審査を受け格付けされており、魚沼市の建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。 (2) 構成員は、特定共同企業体入札参加資格申請日から入札日までの間に、魚沼市建設工事請負業者指名停止措置要綱(平成16年魚沼市訓令第47号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。 (3) 構成員は、当該工事で他の特定共同企業体の構成員になることができない。 (4) 構成員のうち1社は、建設業法第3条第1項に規定する営業所の本店が魚沼市内に所在すること。 (5) 上記以外については、魚沼市建設工事共同企業体運用要綱(平成16年訓令第48号)第8条の規定によるものとする。

注) 入札参加資格は、特定共同企業体入札参加資格審査申請日から入札日までの間において、上記の要件をすべて満たすものとします。